

つくばみらい市議会 教育民生常任委員会会議録

平成 21 年 9 月 8 日 開会

平成 21 年 9 月 8 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会教育民生常任委員会

平成21年9月8日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	直井誠巳君
副委員長	高木寛房君
委員	秋田政夫君
委員	染谷礼子君
委員	横川張光男子君
委員	川上光文子君

議長	今川英明君
----	-------

欠席委員

なし

紹介議員

14番	山崎貞美君
-----	-------

出席議員

2番	坂	洋君
7番	堤	實君
12番	古川よし枝君	

出席説明員

教 育 長	豊嶋隆一君
保健福祉部長	湯元茂男君
教育次長	秋田信博君
社会福祉課長	長塚工君
社会福祉課長補佐	草間節君
児童福祉課長	成島辰夫君
児童福祉課長補佐	中村将君
介護福祉課長	斉藤一君
介護福祉課長補佐	小林弘幸君
国保年金課長	野本英夫君
国保年金課長補佐	岩本将史君
健康増進課長	吉田邦恵君
健康増進課長補佐	谷口雅之君
学校教育課長	瀬崎和弘君
学校教育課長補佐	八木勝則君

生涯学習課長	吉田弘之君
生涯学習課長補佐	広瀬実君
生涯学習課スポーツ振興室長	中山和広君

出席議会事務局職員

事務局長	井波進君
事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議事日程

平成21年9月8日（火曜日）

午後1時30分開会

1. 協議案件

- 1) 請願第5号 教育予算の拡充を求める請願
- 2) 議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4) 議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5) 議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
- 6) その他

午後1時30分開会

○委員長（直井誠巳君） こんにちは。

9月の定例議会、そのさなかであって、皆さん方には、何かとお忙しい中、そしてまた本会議最終日の17日に向けて、いろいろ勉強のお時間も要するところかなと思いますが、本日、教育民生常任委員会を開催したところ、皆さん方には、お忙しいところにもかかわらずご出席をいただきましたこと、まずもってご苦労さまと労をねぎらうところでございます。また、今回も幾つかの議案、また請願1件が出ておりますので、いつものように、慎重審議、活発なご意見等をいただきまして、審議の方を進めさせていただきたいと思っております。どうか皆様ひとつよろしくお願いを申し上げます。

本日の出席委員は全員でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから教育民生常任委員会を開会したいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

本来であれば、付託された議案を先にというのがセオリー的に進めてきたわけですが、今回、請願が1件出されており、その請願の紹介議員ということで、山崎議員の方も出席しているわけですが、急用があるということで、できれば先に進めていただければというようなお願いもいただいておりますので、執行部の皆様方には、若干お時間をちょうだいさせていただきたいと思っておりますが、部長いいですか。

○保健福祉部長（湯元茂男君） どうぞ。

○委員長（直井誠巳君） 済みません、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、最初に、請願第5号についてということで進めさせていただきたいと思っております。

請願第5号 教育予算の拡充を求める請願ということで、紹介議員の山崎議員の方から提出されておりますが、この請願は、平成21年8月17日付で、水戸市笠原町978-46、茨城教育会館2F茨城県教職員組合執行委員長高野富二男氏より、議長あてに提出されております。

紹介議員の山崎議員が出席をしておりますので、説明を求めます。

山崎議員いいですか。

○紹介議員（山崎貞美君） 大変わがままを申し上げまして申しわけございません。委員の皆さんにおかれましては、繰り上げて請願を取り上げていただきました。心より感謝を申し上げます。

請願の趣旨ということで、お手元の方に配付されていると思いますけれども、一応読み上げて請願の趣旨を説明させていただきます。

これは、去年に引き続き、去年も全員採択をいただいている案件でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では読み上げて紹介をさせていただきます。

請願の趣旨

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など拡がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

また「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関（総務大臣、財務大臣、文部科学大臣）へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。

これはご案内のとおり民主党が今度は政権をとっていくわけでございますので、この高校の進学に対する無料化といいますか、そういったものもマニフェストの中に出ておるようでございますので、この旨をよく皆さんご理解していただきながら、採択していただければありがたいのかなと思う次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 紹介議員の山崎議員の方から、朗読を含めた説明をいただきました。委員の皆さん方には、ここでこの請願に対する意見、質疑等ございましたら賜りたいと思います。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 済みません、請願事項の3番のところですが、今までも出していらっしゃる請願ということですが、ここで、奨学金制度についてということで、貸与から給付方式に改善するということが述べられていますけれども、これはすべて給付型という意味でしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 紹介議員の山崎議員、その辺の答弁願いたいと思います。

○紹介議員（山崎貞美君） 座って答弁させていただきます。

請願事項の3番目にかかわることだと思うのですが、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、奨学金制度について、貸すことから給付という方式に改善することということで、これはもう既にご案内のとおり、先ほど申し上げましたように、民主党さんが政権をとってこれを大きな目玉にしておりますので、恐らくこの給付の方に向かっていくだろうというふうに考えられます。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございます。

それでは、これにて質疑、意見等を終了させていただきたいと思います。

採決に入りたいと思いますが、この請願第5号について、採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、この請願第5号は、採択することに決しました。

山崎議員、結構ですから。

○紹介議員（山崎貞美君） どうもありがとうございました。

○委員長（直井誠巳君） では、大変長らくお待たせをいたしました。申しわけない、緊急のやりとりで。

改めてここで議案に出されたものに対しての説明を求めるわけですが、本日の委員会に議会事務局長を初め、同職員、保健福祉部長、関係課長並びに職員が出席をされております。

議案の説明については、簡潔にお願いをしたいと思います。

まず、議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第43号について説明を求めます。

○保健福祉部長（湯元茂男君） 条例のほか補正予算、うちの場合には、特別会計もございますので、国保会計と介護保険会計と、それから一般会計ということでよろしく願いいたします。

それでは、議案第43号のつくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国保年金課長の方から説明させます。よろしく申し上げます。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長の方から、よろしくどうぞ。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第43号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

まず、改正内容でございますけれども、出産育児一時金の支給につきまして、平成21年

10月1日から、平成23年3月31日までの間に出産した場合、現在条例で35万円支給しているものを、4万円引き上げまして39万円にするものでございます。

現在、実際の支給額につきましては、条例で35万円でございますけれども、規則で産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合、3万円をプラスということになりまして、38万円支給をしております。これが今回の条例改正で、条例で39万円になりまして、規則の3万円をプラスして42万円を支給するというふうなことになります。それで、平成21年10月1日から施行するものでございます。また、この支給方法につきましては、医療機関への直接払い制度を実施することになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長の説明が終わりました。

これより議案第43号に対する質疑及び意見を求めたいと思います。

横張委員。

○委員（横張光男君） 単純なことなのですが、これは10月1日から23年の3月までですよ、期限立法ですよ、永久じゃないわけだよ。その辺のところ、もしわかっていれば、なぜ期限立法でしてあるのか、法律の背景といいますか、お伺いしたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 政府の方で、少子化対策の一環というふうなこともございまして、この23年の3月31日までというふうなことで、今回、国の方の健康保険法の施行令の一部が改正されているというふうなことでございます。それで、この後でございますけれども、今現在の段階では、ちょっとどうなるか、情報は入っていませんので、このままですと、23年で切れてしまうというふうなことにはなってしまいますけれども、こういう状況でございますので、一部新聞等の報道によりますと、その後も続くのではないというふうな報道もございます。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 今、全く国の法律ですから、それ以上の質問はできませんけれども、私聞く範囲によっては、もう現実的に出産の場合、病院によっても違いましょうけれども、35万円ではできないわけですよ、大体の場合。約40万円といってもいいというふうなおおむねの数字は。そういう中で、現実的に合わせるのでしたらば、こういう期限立法ではなくて、私は期限立法じゃなくて永久にそうあるべきだと思うのですけれども、なぜ期限立法でその期間だけにこだわるのかなという素朴な疑問を持ったものですから、現実的に出産の実費と補助とのずれというのはどれくらいありますか。課長として聞いている範囲では。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 東京都内の出産につきましては、かなり45万円を超しているというふうな情報もございます。ただ、つくばみらい市で、出産育児一時金、これは支給しておりますので、その辺の状況をみますと、大体40万円前後になっております。それが現状です。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 横張委員と関連したことなのですが、ここ何度か法改正ありまして、増額されてという形で期限的に区切られているわけですが、市内の方で金額についての苦情とかそういった声はないですか。

○委員長（直井誠巳君） 課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 支給の金額についてですか。現在のところは、支給金額については苦情は聞いていないです。大体、市町村どこでも同じ金額になっていると思いますので、現在そういう苦情というのは特にございません。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 日にちが区切られていますので、1日でも2日でも違ってくると、その金額がいただけないということがありまして、ちょっと私の方へもそういう声があったものですから、出産だけは急いだり遅くしたりすることはできませんけれども、そういったところをまた丁寧に対応していただければと思います。

○委員長（直井誠巳君） 要望ということですね。

課長、そういうことですから。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第43号に対する質疑及び意見はこれにて終了したいと思います。

採決に入ります。

議案第43号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

45号について説明を求めます。

野本課長、よろしくどうぞ。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第45号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

議案第45号の1ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,380万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,283万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第45号の5ページの歳出からご説明いたします。

まず最初に、2款の保険給付費、2項の高額療養費です。こちらが一般被保険者と退職被保険者の高額介護の合算療養費の補正ということで575万5,000円の増額補正でございます。これは、平成20年4月から21年の7月分までの支払い額の医療費と介護費を合算して高額になった場合に一部負担金の一部を支給するというふうな内容のものでございます。

それから次に、2款の保険給付費、4項出産育児諸費でございます。こちらが156万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほどの条例改正によりまして4万円アップに伴う増額補正でございます。

それから、審査支払手数料で、これが今度医療機関への直接払いになるというふうなことで、国保連合会への審査支払いの手数料でございます。これが9,000円でございます。

次に、6款の介護納付金、1項の介護納付金、こちらにつきましては、財源の変更ということでございまして、介護従事者の報酬アップに伴いまして、交付金が交付されたために財源の内訳を変更するというふうなものでございます。

次に、8款保健事業費、1項特定健診等事業費でございます。9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、特定健診をやったあとの保健指導を行うための保健師、それから管理栄養士の交通費、通勤費の補正でございます。

次に、10款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。その中で、3目の償還金、こちらで2,627万1,000円の増額補正でございます。これらの内訳につきましては、まず、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金返還金ということで、これは19年度事業分の返還金でございます。これが4万3,000円。それから退職者医療交付金返還金、こちらが2,622万8,000円でございます。これにつきましては、支払基金からの療養給付費交付金ということで、見込み額で確定して次の年に精算するというふうなことでございまして、前年度に多く交付を受けたための返還金でございます。

それから、4目の高額療養費特別支給金、これが20万円の増額補正でございます。これは、20年4月2日から12月31日までの間に75歳に到達しまして、後期高齢者医療に移行した場合、その月の高額療養費の限度額が通常の限度額で計算されてしまうというふうなことで、負担が増になってしまうというふうなことがあったために、その月分について限度額を半分ににする処置が講じられたということでございます。それで、該当になった場合には、特別支給金ということで今回支給するというふうなことでございます。そのための増額補正でございます。

それから、歳入につきましては、議案第45号の4ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款国庫支出金、2項の国庫補助金、1目財政調整交付金20万円の増額補正でございます。これは、特別調整交付金でございまして、先ほどの高額療養費特別支給金につきまして、特別調整交付金で措置されるというふうなことでございます。

それから、2目出産育児一時金の補助金78万円の増額補正です。これは先ほどの4万円アップの分の2分の1が国費、国の補助になるというふうなことでございます。そのための増額でございます。

それから、3目介護従事者処遇改善臨時特例交付金396万1,000円の増額補正でございます。これは、介護従事者の報酬アップによりまして交付される介護従事者処遇改善特例交付金ということで、国からの交付金でございます。

次に、10款の繰入金、1項一般会計繰入金でございます。これは52万円の増額補正でございますけれども、出産育児一時金の繰入金ということで、先ほどの4万円アップ分の6分の2が法定繰入となっておりますので52万円が増額補正となっております。

それから、11款繰越金、1項の繰越金、2,834万3,000円の増額補正でございます。これは20年度の繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（直井誠巳君） 議案第45号について、野本国保年金課長の説明が終わりました。これより、質疑、意見等を求めたいと思います。
ご意見ございませんか。

川上委員。

○委員（川上文子君） 介護従事者の３％の報酬アップに伴う国の負担の計算というのは、実績で国の方でみて交付するという関係なのですか。事務的に、フェアに３％というのをちゃんと見てということなのかどうか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） お答えします。

実績で計算されるのですけれども、過去３カ年の平均を出して、それで国の方で計算するというふうなことでございます。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 実態的には、今年度から引き上がるという感じでしょう。そうすると、平均値と実際の増分というのは、平均値だと合わない場合が起こるということがあるのかしら、国が負担してあげますよといっている分が、実際その負担の実績と合わなくなるということは。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 直接３％アップ分ということで、国の方であれなのですが、実際、この交付金の所要額を計算するのには、過去３カ年の平均を出しまして、それから都道府県の３カ年の平均を出しまして、それでこの最初に言っただけの方の３カ年の平均を都道府県の平均で割って、それによって交付額が決まるというふうなことでございます。

○委員長（直井誠巳君） いいですか。

○委員（川上文子君） わからないけれども、いいです。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第45号に対する質疑及び意見等はこれにて終了をいたします。

それでは、これより採決に入りたいと思います。

この議案第45号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

第46号について説明を求めます。

齊藤課長の方から。

○介護福祉課長（齊藤 一君） 介護福祉課の齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号の１をお開きいただきたいと思います。

平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第１号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,462万3,000円とするものでございます。

続きまして、46号の４をお開きいただきたいと思います。

これから内容についてご説明したいと思います。

先に歳出の方を説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、５款諸支出金、２目償還金、補正予算額1,852万4,000円でございますけれども、これは、平成20年度、昨年度の決算に基づく実績報告の結果、実績が出ましてその返還金が生じたものでございます。その1,852万4,000円の内訳ですが、国庫支出金が564万1,000円、県支出金が返還金として395万9,000円、支払基金交付金の返還金が892万4,000円でございます。合計額が1,852万4,000円ということでございます。

続きまして、５款の１目一般会計繰出金でございますが、これが3,320万円、これにつきましても、同じく決算が出ましたので、一般会計からの繰入金の超過分3,320万円を一般会計に戻すということでございます。

続きまして、その上段にあります歳入の方に入ります。

９款の繰越金、１目繰越金、補正額が5,172万4,000円でございますが、先ほどご説明いたしました歳出の財源としまして、前年度繰越金のうちの5,172万4,000円をこの財源として充当するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 齊藤課長の方から、第46号に対する説明が終わりました。

これよりこの議案に対し、質疑またご意見等をちょうだいしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、46号に対する質疑、ご意見等はこれで終了をしたいと思います。

それでは、採決をしたいと思います。

議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 確認しました。全員賛成です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第４号）の保健福祉部所管部分を議題といたします。

議案第44号について説明を求めます。

長塚課長の方から。

○社会福祉課長（長塚 工君） 社会福祉課の長塚です。よろしくお願いします。

議案書の第44号の８ページの方からごらんください。歳入になります。

８ページ歳入、14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金、414万2,000円の増額になります。これは、歳入歳出増額ですので、歳出の方の44号の10ページの方で説明したいと思います。

44号10ページにおきまして、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の節をもって20番扶助費414万2,000円の増になっています。住宅手当と記してありますが、これは国の対策からきている、緊急措置事業としてきているもの、経済危機対策からきているものなのですが、離職者、職を失ったものが就職活動する場合に、安心して活動できるように住宅費を給付するものなのですが、平成20年の12月から、国の方では、雇用対策の一環としてハローワークで就職の相談をした場合に、住居をなくした離職者に対して、生活、それから住宅それから就労にかかる支援策を実施しているようです。

この国で実施している施策を補完するものとして各市町村においてきたもので、国の施

策の対象とならない低所得者を対象として、住宅手当 3 万 5,400 円を 6 カ月間支給するというになっております。ただ、これは、9 月 1 日現在で基本となる要綱が一応示されているのですが、詳細な事務手順に至っては、先週時点で、まだ国の方で調整中ということで、具体的な事務手順、事務フローチャート等は示されておりません。今後、手続等については、相当な面、変更があるものかと思われます。

続きまして、同じ項、目で 5 番身体障害者福祉費、節で 19 番の負担金、補助及び交付金ですけれども、地域活動支援センター運営費負担金として 12 万円の増となっておりますが、これは、つくば市にあります地域活動支援センターで、ライフサポートセンターみどりのというのがあります。このライフサポートセンターみどりのは、つくば市とつくばみらい市の障害者の方が利用できる施設となっております、その負担金をそれぞれの市の人口割合でもって負担することとなっております。ただ、当初予算積算した時点では、積算した人口がそれぞれの市ごとで変わっていましたので、改めて人口を、平成 20 年の 10 月 1 日現在のそれぞれの人口に合わせて修正をしたものです。それによって 12 万円の増になってしまったということです。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 課からそれぞれ説明先にもらっちゃおうかね。それから一括して質疑ということだね。

児童福祉課の方でお願いします。

○児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課です。よろしくお願いします。

議案第 44 号の 10 ページをお願いします。

3 款の民生費、2 項 6 目の子育て応援特別手当費でございます。4,569 万 1,000 円の補正をお願いするものです。これにつきましては、国の経済危機対策に基づきまして、厳しい財政事情をかんがみ、幼児教育期の子育て負担の軽減を図るということで、21 年度限りということで、子育て応援特別手当を支給するというものでございます。

20 年度にも実施しております。現在、受付、支給等の実施期間なのですが、20 年度との違いとしましては、支給対象者が第 1 子から該当になると。それから、もう一つ違う点としましては、DV 被害者に対しても支給の対象となるというものでございます。基準日は、21 年 10 月 1 日時点で、住所のある世帯、対象の児童ですが、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生れの方、1 人につき 3 万 6,000 円を支給するものでございます。

申請の受付なのですが、平成 21 年 12 月 11 日以降ということで、これについては、その間、DV 被害者の方等の仮申込書というのを今回実施するというので、その 1 カ月間の間に仮受付をしまして、県の方にその状況を報告し、回答をもらってからということで、12 月 11 日以降に申請の受付開始というふうになる予定でございます。受付期間は 6 カ月間、前回と同じでございます。

その予算の内訳ですが、事務費においては、7 の賃金で 49 万 4,000 円、これは臨時職員を雇用したく計上しております。それから、役務費では通信運搬費、それから口座振り込みの手数料等でございます。委託料等は電算のシステム管理等でございます。扶助費 4,294 万 8,000 円の支出につきましては 1 人 3 万 6,000 円で 1,193 人を見込んだものでございます。この 1,193 人につきましては、20 年度の子育て応援手当、当市で 568 人でございました。これの 2 倍掛ける安全率 5 % を見るということで、5 % を合わせまして 1,193 という対象人数を把握しております。

これに対する歳入ですが、44号の8ページをお願いします。

14款の国庫支出金、1目の民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金でございます。子育て応援特別手当金1,193名分で4,294万8,000円、それからそれに対します事務費交付金でございます265万8,000円の交付を見ております。この事務費につきましても、基本額70万円、プラス対象人数1人当たり1,600円というふうな額が決められておりまして、1,193人分を計上しております。

以上です。よろしくお願いします。

- 委員長（直井誠巳君） 介護の方続けてお願いします。
- 介護福祉課長（斉藤 一君） 続いて、介護福祉課の方からは、歳入のみでございます。議案第44号の9ページの一番上段です。

18款繰入金、2目の介護保険特別会計繰入金、補正額が3,320万円、これにつきましては、先ほど介護保険特別会計補正予算の方で説明いたしましたが、その繰出金をこの一般会計の方に繰り入れをするというものでございます。

以上です。

- 委員長（直井誠巳君） 国保年金課の方で。
- 国保年金課長（野本英夫君） 国保年金課分でございますけれども、歳出でございます。議案第44号の10ページお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節の繰出金でございます。52万円の増額補正でございます。これは国民健康保険特別会計の繰出金ということでございますが、先ほどの出産育児一時金が4万円引き上げになることによりまして、一般会計からの法定繰入金を増額するというふうなことでございます。よろしくお願いします。

- 委員長（直井誠巳君） 健康増進課、吉田課長の方から。
- 健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課、吉田と申します。よろしくお願いします。まず、歳入の方からご説明させていただきます。

歳入としまして、8ページになりますが、12款分担金及び負担金、2項負担金、2目衛生費負担金でございます。この1節の保健衛生費負担金810万7,000円の増額でございます。これにつきましては、常総地区における休日夜間の救急患者に対する小児救急輪番制をとっております取手協同病院、守谷第一病院の事業運営費につきまして、取手市、守谷市、利根町、常総市、旧水海道分でございますが、それにつくばみらい市でございまして、4市1町で協定しているものでございまして、その中の代表としまして、つくばみらい市が負担金の受け入れを行うものでございます。なお、つくばみらい市、当市としましては、148万5,870円は当初予算に処置してございます。

関連がございまして、8ページ下段になりますが、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金で1節保健衛生費補助金でございますが、これは、この事業費につきまして、2,877万6,450円ほどの事業費が経費がかかります。それに対する国3分の1、県3分の1、合わせて3分の2の補助金となっております。

続きまして、歳入の中段になりますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、2節保健衛生費補助金755万6,000円の増額でございます。これにつきましては、女性特有のがん検診推進事業費補助金でございまして、国の経済危機対策としまして国の補正予算に措置された事業でございまして、子宮頸がん検診、及び乳がん検診を受診するためのクーポン券を送付しまして、受診費用を全額補助するものでございます。

クーポン券につきましては、9月下旬に送付しまして、10月1日から6カ月間の有効期限として処置してまいります。概算でございますが、対象人数としましては2,869名を予定しております。内訳としまして、子宮頸がんとして1,396人、乳がんとして1,473人を概算でございますが予定しております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、11ページの下段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、これは先ほど8ページでご説明しました分担金及び県支出金の取りまとめで歳出する2,729万1,000円の増額になってございます。

続きまして、4目予防費でございますが、需用費としまして、246万5,000円の増額でございます。これにつきましては、4月にメキシコで確認され、5月16日には、日本での発生が確認された新型インフルエンザ対策としまして、緊急購入しましたマスク、防護服、消毒液の経費でございます。印刷製本費につきましては、女性特有のがん検診用の健康手帳の印刷等でございます。

12節役務費でございます。23万2,000円の増額でございますが、これにつきましては、女性特有のがん検診クーポン券等の郵送料でございます。

13節委託料でございますが、647万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、集団検診及び個人検診としまして受診された方への、例えば、集団検診であれば健診協会、並びに個人検診として受診された医療機関に支払う委託料でございます。

次ページに、12ページになりますが、女性特有のがん検診クーポン券の作成等委託料でございますが、これにつきましては、クーポン券の作成委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金10万円の増でございますが、これにつきましては、女性特有のがん検診の事業の開始が4月1日となっておりますので、クーポン券送付以前に受診された対象者の方に受診費を公費負担するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 議案第44号、保健福祉部所管ということで、各担当の課長の方から説明をもらいました。

これより、質疑または意見等をちょうだいしたいと思います。

ございませんか。

横張委員。

○委員（横張光男君） 私も今までうっかりしていたのですが、ちょっと吉田課長にお伺いをしたいのですが、今の説明で、常総地域小児救急医療輪番制負担金というの、歳入であって歳出で出していますよね、これは歳入の方については、加入している市町村から、いわゆるつくばみらい市が受け入れて、それを受け入れてつくばみらい市が窓口になって、歳出の方で病院の方に出すという形をとっておるようですよね。それ以外の、小児じゃなくて普通の輪番制ありますよね、成人の場合、これについては、そのような方式じゃなくて、おのこの市町村で負担をしているのではないかと、こういう窓口をとらないで。いわゆる取手は取手、つくばみらい市はつくばみらい市ということで、違う輪番制の負担金についてはとっているのじゃないかということになると、この小児救急医療の輪番制の予算のやり方と、それ以外のいわゆる成人の場合の輪番制のやり方が違うのではないかとということをお伺いしたいのですが。

- 委員長（直井誠巳君） 吉田課長。
- 健康増進課長（吉田邦恵君） 小児輪番は、21年、22年が当市で事務局となって各病院に配付しますけれども、成人の場合につきましては、創設以来、取手市がずっと取りまとめを行って、うちの方から納めたものを取手市の方でずっと継続的に実施されておるところでございます。
- 委員（横張光男君） 各市町村で病院の方に出しているのとは違うの。
- 健康増進課長（吉田邦恵君） 取手市の方に一括して。
- 委員（横張光男君） わかりました。
- 委員長（直井誠巳君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上文子君） 二つ聞きたいのだけれども、一つは、さっき住宅手当で国の方の要綱がまだ来ていなくてという話で説明されたのだけれども、もう少しわからないのだろうか。3万5,400円払う対象というのは、例えば、市内の中で、失業したりして、そして生活の困窮だった場合に申し出れば、この6カ月間の対象になり得るということなのか。それからこの414万円というのは、実際にそういう件数が多かった場合には、広がっていく予算として国が出すということになっているのか。手続的にどんな流れで受けられるようになるのかということと、今後の予算枠というのはどういうことなのか。

- 委員長（直井誠巳君） 長塚課長。
- 社会福祉課長（長塚 工君） 支給対象は、今来ている資料によりますと、2年以内に離職した者、それと2年以内に離職した者であって、就労能力、就労意欲のある者のうち、ということになっています。離職した者であって、就労意欲のある者のうち、さらに住居を喪失している者、また喪失するおそれのある者ということで支給対象者は限られています。

離職したということになると、市では当然わかりませんから、離職証明等を確認しないといけないと思います。それと、就労意欲というのをどうやって確認をするかということ、やはりハローワーク等でちゃんと就労相談をしているかとか、そういう文書照会等をかけるしかないかなと思っています。

要綱については、ちょっと説明が不足だったかもしれませんが、要綱がきていることは来ているのです。一応案として。まだ正式じゃないということなのです。最初にこの会議があったのは8月なのですが、8月にこういう制度ができましたよということで、県から各市町村へ説明がありまして、それでその1カ月後9月、先週になってもまだ国の方では、その取り扱い事務手順とか、フローの方はまだ調整中であるというような内容のファクスが先週来たばかりで、実際、担当する側としても困っているところなのですから、ハローワークとの連携が必要になってくるとは思います。

あと積算の基礎なのですが、これも県の方から示された積算がありまして、県の方では、統計で見る市町村の姿というのが2009年版であるそうなのですが、この統計上の数字で完全失業者数というのが統計上あらわれているそうです。それがつくばみらい市の場合は1,137人という数字があらわれていまして、この中で、割合がありまして、ほかの施策と重ならない者、それと不動産を持っていない者、それと世帯主である者の割合というものをそれぞれ掛け合わせまして、あと実際ここから出た人たちが全員申請するだろうか、ということ、県の方でもわからない。とりあえず45%ぐらいは申請するだろうというよ

うな県の見込みでありまして、それで39人、それと3万5,400円の根拠というのは、生活保護の茨城県の単価を基準にしているそうです。それで、最高で6カ月ですので、すぐ就職が見つかる人、見つからない人、それもわからないと、そうすると、3カ月を見込もうということで、39人で3万5,400円で3カ月で414万2,000円という数字になっています。

○委員（川上文子君） 不足をした場合は。

○社会福祉課長（長塚 工君） 不足をした場合については、一応国の方ではこれは全額国費で充当することになっていますので、何ともいえませんが、全額国費ですから充当してくれるものだと思いますので、その辺はまだわかりません。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 実は、けさも常総ハローワークに行ってチラシを配ってきたのですが、1日派遣村という取り組みを私たち実行委員会に参加してやっていて、前に土浦でやったのですね。今度守谷市も後援をして、守谷の東口のところで9月27日にやるのですよ、そこで相談があった人たちも多分そういうような人たちもいるかもしれないので、そうすると、各市町村の住民票を持っている市のところに相談に行くという関係なのでしょうか。

○社会福祉課長（長塚 工君） 住民票は関係ありません。

○委員（川上文子君） 要するに流れついた人も含めてその地域に、生活保護と同じように相談に行けばいいということになるのね。

○社会福祉課長（長塚 工君） 管轄のハローワークが常総ハローワークになりますので、常総ハローワークの管轄といいますと、つくばみらい市と守谷と常総、あと坂東、の区域になります。それと、家がなくなっちゃった人、それから家をなくすおそれのある人ということなので、必ず住民記録がこちらとは限りません、こちらに入る予定、アパートが見つかるとか。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） わかりました。

もう一つ、別の問題なのですが、今回の補正予算の中で、地域活性化経済危機対策の臨時交付金というものの補正も入っているのですよね。ただし、対象というか出しているところは、教育サイドの総合運動公園の耐震だとか、図書館等の照明とか、福祉、このエリアでの今回の中での地域活性化経済対策の臨時交付金の予算づけはないのですが、前回のときに、きらくやまの滑り台だとか、それから世代ふれあいの館のケーブルが何かの交換とかあったのですが、そのときにも、私もいろいろ議論しながら思わず、別に反対するつもりもなかったのだけれども、議論していて思わず反対をしたのですが、もう少し工夫がなかったのかなというふうに思っていて、そういう買物物的な設備的なものでなくてというふうに思っていて、実際に経済対策の要綱等の中身を見ると、かなり福祉の部分でも、安心子供基金だとか、それから児童クラブの実施事業だとか、預かり事業だとか、いろいろなその福祉的な事業もたくさんメニューの中には入っているのですよね、高齢者のための配食サービス等、そういうものについて、各担当のところ、こういう事業も地域活性化の経済危機対策としてやっていこうよというふうに検討して上に上げたという経緯があるのかどうなのか、上げたけれども採用されなかったということなのか、あげようと検討したけれども、仕組み上、今年度の支給という限界があるからこの交付金事業が、そういう中で、断念せざるを得なかったとか、そういう議論がどの程度そ

れぞれの課のところでやられたのかどうなのかという辺を、できれば課長ごとというか、聞ければなというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 趣旨をわかっていたのかなと思うのです。それぞれ、各課長の方からということなのですが、社会福祉課長塚課長の方から順にお願いしたいと思います。

○社会福祉課長（長塚 工君） まず、この経済危機対策の方なのですけれども、9月にほかの課で上がっている分につきましては、これは同じ経済危機対策だからもとは恐らく1本だと思うのですけれども、それと、今回うちの方で上げている経済危機対策の住宅手当とはまた別なのです。それで、今回ほかの課で上がっている経済危機対策は6月のときに発注した分の不足分というか補う分を出している。それとは別件、もとは一緒なのでしょうけれども、それとはまた別で経済危機対策の中の国がやっている分がこちらにおいてきたということで、こちらで計画を組むというものではなくて、上からおりてきたものということでして、6月の補正時点、6月の方の緊急経済危機対策については、とりあえず福祉施設、総合福祉施設の方のきらくやまの方で、ケーブルと子供たち等来館者が使用している設備なので、そちらの方の福祉施設ということの修繕ということで、改修ということで計画はしましたが、その他については特に検討はしていませんでした。

○委員長（直井誠巳君） 児童福祉課長。

○児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課なのですが、児童福祉課としましても、いろいろ対応できるのじゃないかということで検討をさせていただきました。6月の時点で、これは財政の方で、うちの方の児童クラブ関係の部分を財政の方で一括して上げてもらったというのが現状なのです。

それと、保育所関係につきましても、耐震なのですが、考えまして、できないのだろうかということで、ただ、平屋建てというか、あるいはこの近辺どこもやっていないというか、査定委員というかその方自体がつくばみらい市にはなかったのですね。県の建築の方も確認したのですが、かなり中を開いてみないとわからないということで、何せかなり年数がたっている建築物なので、それではということで、それはできなかった部分があるのですが、いろいろと対応できるものに対しては検討はさせていただきました。

○委員長（直井誠巳君） 斉藤課長。

○介護福祉課長（斉藤 一君） うちの方は、介護保険と高齢福祉ということなのでありますけれども、介護保険にかかわる部分というのは、非常になかなか今回の景気対策部分についてはあまりないというのが現状です。その中で、高齢福祉に関する部分で何かないかなということで、6月に補正をお願いして可決をいただきましたが、ちょうど5月いっぱいまで常総広域管内の火災警報装置、それが義務づけをされたというようなこともありましたので、これは、ひとり暮らしの人、あるいは、部門は違いますが、生活保護者を対象としてやってみようかということで、財政と協議をして進めたということでございます。

そのほかに何かないか、あるいは火災警報装置、ちょっとこれ検討した内容のお話なのですけれども、どこの県のどこの自治体かまでは覚えていませんが、たしか四国の香川県だったと思うのですけれども、ある自治体で、たしか火災警報装置を全戸、全世帯にやられたところがあったようなのです。それが可能かどうかということもちょっと検討はしたのですけれども、実際はそれはちょっと難しいということで、前回6月にお願いしたよう

に、単身の高齢者、それから生活保護世帯ということで1個ないしは2個ということで。実はその実態調査、申請行為というものをきちんとやらないと行政主導でやるわけにいきませんので、本人がこういう制度がありますよということに対して、じゃあぜひお願いしますということをもらわないといけないので、各つくばみらい市の伊奈・谷和原両民生委員さんの協議会がきょうとあさってございまして、その中で、そのお願いを今ちょうどしているところでございます。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 長塚課長、まだある、つけ加えること。

○社会福祉課長（長塚 工君） 済みません、今、介護福祉課長から話がありました火災報知機の方、生活保護の方で事例集がありまして、それを検討して、それも一緒に生活保護の方に対しても火災報知機の設置ということで、一緒に合わせて算出していただきまして、ただ予算上、介護の方でとってもらっていましたので、うちの方では予算化していませんでして、それでちょっと忘れていました。そのことについては、お互いに相談して事例を見ながらやったものです。

○委員長（直井誠巳君） 国保年金課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 国保年金課ですけれども、私どもとしましては、国保特会、それから老保特会、後期高齢者医療の特会ということで、特別会計の方では特に該当しないかなということで、あとは一般会計の方で、やはり年金の事務と医療福祉の事務ということでございまして、いろいろ例なんかを見させてもらったのですが、ちょっと該当するものがないかなということで、細かい個別的な協議というか、そういうものは市内で該当しないということで対応した経緯でございます。

○委員長（直井誠巳君） 健康増進課の方で。

○健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課としましては、新型インフルエンザにつきまして可決いただきましたが、そのほかとしまして、一応ワクチン等が、協議というか、内輪であったのですけれども、なかなかワクチンというものに対しても先行きが不透明な点もございましたので、とりあえず、予防策としてマスク、消毒薬ということで落ちついた経緯がございます。なお、きょう市内の先生方とまた新型インフルエンザにかかる意見交換といいますか、場を設けさせていただきまして、医療部門から見た先生方の意見をちょうだいする会議が設定してございます。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） どうですか川上委員。

○委員（川上文子君） 各課から丁寧にありがとうございました。

それなりにというか、それぞれのところで検討されていたというのはよかったかなと思うのですが、いずれにしてもこういう形でぽっと出されたお金が有効に生かされるというのは、やはり日ごろの中で、政策能力というか、新たな事業についての検討が進んでいることが土台にならざるを得ないので、そこをやはり詰めることが必要なのだろうなというふうに思います。ただ、全体で2億8,000万円という大変なお金を、2億8,000万円ですよ、もう少し何か工夫を持った、もっと市民の経済活性化のところに、もうちょっとつくばみらい市として取り組むものが見える必要があったなというふうに思ったのでお伺いをしました。ありがとうございました。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 健康増進課の方にお聞きしたいのですが、今回、一般質問でもあげさせていただいてるのですが、子宮頸がん、乳がんの検診のクーポン券の件なのですが、先ほど児童福祉課の方の子育て応援特別手当の対象者が1,193名ということで説明がありました。その中で、臨時職員等という説明もありましたけれども、健康増進課の方では、この子宮頸がん、乳がんの対象者が2,869名ということで、これからクーポン券、それから手帳の方が配布になるのかなと思うのですが、この辺で作業的に、子育て応援特別手当の1,193名に比べて倍以上なのだと思いますけれども、この辺は大丈夫なんでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（吉田邦恵君） ご心配いただきましてありがとうございます。

健康増進課としましては、嘱託職員も4名ほどいまして、一般職と合わせまして、対応できる範囲であるという判断のもとにやらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 初めてのことで、特定年齢という5歳刻みということで、大変面倒な作業かなということをお聞きしたので、それともう1点、今回のこの子宮頸がん、乳がんの検診の無料クーポンというのは、受診率をアップさせて、一緒に医療費を抑制するという目的があるわけですが、子育て応援特別手当と違って金額を今度口座に振り込むとか、そういった作業ではなくて、受けていただかなければならないということが一番基本かなと思うのですが、やはり送っただけですと、なかなか受診率アップにはつながらないかなと思いますので、この辺、緊急雇用対策費の方で、嘱託職員がいらっしゃって事務的なことは間に合うということだと思いますけれども、受診の勧奨をするためのそういった措置なんかもやられたらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○健康増進課長（吉田邦恵君） その点につきましては、まず、検診そのものを知っていただくことが第一になるかと思うので、皆様にその対象年齢に達した方に、まずは検診の趣旨を知っていただくこと、まず第一にそれをやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（直井誠巳君） どうですか染谷委員、いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） 出尽くされたような感じがします。

なければ、この議案第44号の保健福祉部所管に対する質疑及び意見は以上で終了したいと思います。

ここで今度教育関係に入りますので、入れかえのため10分ほど、ちょうど3時まで、暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

午後3時00分開議

○委員長（直井誠巳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、この委員会に、教育長、教育次長、担当の各課長及び補佐が出席をしております。
それでは、議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の教育委員会所管部分を議題といたします。

それでは、ただいまから説明をちょうだいしたいと思います、その前に教育長あいさつということでよろしくどうぞ。

○教育長（豊嶋隆一君） お疲れさまでございます。

座ったまま失礼します。

それでは、教育委員会部分の説明については、各担当課長の方から詳しく説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） それでは、よろしくお願いします。

学校教育課所管の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず最初に、歳入からご説明をさせていただきます。

議案第44号の8ページをお開きいただきたいと思います。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、6目の教育費国庫補助金、4節の教育費補助金でございます。85万円、理科教育設備整備費等補助金でございます。こちらは8月に交付決定がございまして、2分の1の補助でございます。

内容としましては、小中学校の新学習指導要綱の移行に伴いまして、授業実数の増加並びに指導内容の充実が図られまして、その観察や実験等の備品の整備を行うものでございまして、小学校につきましては50万円、中学校につきましては35万円、合計で85万円の補助がございました。

続きまして、その下の項3の委託金でございます。4目の教育費委託金、1節の小学校費委託金130万3,000円でございます。豊かな体験活動推進事業委託金でございまして、こちら2月に補助決定をしております。

内容的には、子供たちが農村漁村において、自然の体験や農林漁家での集団宿泊等を行うことで、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団活動のあり方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができる活動事業でございます。

次に、9ページの款20諸収入です。項5雑入、1目の雑入、上から二つ目の市有建物災害共済金51万円でございます。こちらは5月8日の午後1時ごろ、小絹中学校の、自動火災報知機設備に落雷がありまして、そのユニット基盤並びに電源基盤が破損しまして、その建物災害共済金としての雑入でございます。

歳出に移らせていただきます。

14ページお願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、2目の教育振興費でございます。先ほども申し上げました、こちらは豊かな体験活動推進事業でございます。中身としましては、8の報償費22万円、こちらは、報償金としまして指導料、9の旅費7万6,000円、これは普通旅費、体験活動推進協会並びにブロック交流会等でございます。

11の需用費10万4,000円、消耗品並びに印刷製本費でございます。

12の役務費5万9,000円、手数料5万円、その他保険料9,000円でございます。

14の使用料及び賃借料84万4,000円、バス借上料32万3,000円、バス2台分でございます。施設利用料52万1,000円、こちらは、民家の借り上げ利用料となっております。

続きまして、その下の項3の中学校費、学校管理費で15の、失礼しました。小学校費の

中で、補正予算額の財源内訳がございます。一般財源で の50万円ございまして、これは、先ほど申しあげました理科教育設備整備事業で、一般財源から国庫補助に移りますので、財源変更でございます。よろしくお願いします。

中学校費の15の工事請負費51万円、こちらは小絹中学校で、先ほど歳入で申しあげました自動火災報知機設備が落雷により破損したための工事費を支出しましたので、その補正をするものでございます。

2目の教育振興費、こちらの一般財源ですが、 の35万円、こちらも理科教育設備整備事業費が一般財源から国庫補助金に変わりましたので財源変更をいたしました。

続きまして、その下の項4の幼稚園費、1目の幼稚園費で、1節の報酬でございます。220万5,000円、こちらですが、定期人事異動によりまして、すみれ幼稚園の正規教諭1名欠員が生じたので、その嘱託職員報酬として計上させていただきました。

うちの方は以上でございます。よろしくお願いします。

○生涯学習課長（吉田弘之君） それでは、続きまして、生涯学習課所管の補正について説明させていただきます。

9款の教育費の6項社会教育費の社会教育総務費でございますが、補正額が2,253万5,000円でございます。内容は、委託料と工事請負費でございまして、こちら照明設備省エネ促進工事としまして、経済危機対策臨時交付金を使いまして、市立図書館と谷和原公民館、小絹コミセン、この3館を省エネタイプの照明設備とLEDに一部交換をしまして、CO₂の削減、温暖化に対応するというような内容でございます。こちらの工事費が、まず図書館が1,100万円ほど予定しております。それと谷和原公民館分で570万円、小絹コミセンで330万円、合わせて2,000万円の補正をお願いするものでございます。それに伴います委託料としまして253万5,000円でございます。こちらは、3館分の省エネタイプに交換するための設計委託料、こちらが178万5,000円でございます。それに対する電気関係の工事監理委託としまして75万円ほど計上させていただきました。

続きまして、コミュニティセンター費でございます。補正額が107万7,000円でございます。こちらは、11の需用費の中の修繕費として計上させていただいております。こちらは、小絹コミセンが冷暖房関係を今ガスの方でやっておりますして、平成7年にこちらのコミセン、オープンしておりますして、10数年間ガスの関係のホースとか、安全遮断弁とか、液体のものを気化する装置関係の方が交換時期に来ておるということで、今年度の点検で指摘を受けまして、こちら安全の対策のために交換をするものでございます。

続きまして、保健体育費の体育施設費、こちらの3,662万4,000円をお願いするものでございます。中身は、まず13番の委託料でございます。こちら1,173万9,000円でございます。その内訳は、総合運動公園の体育館耐震診断及び耐震補強設計の業務委託でございます。こちらの体育館、昭和55年に建設ということで、築もう29年という形で、耐震性、56年以前の建物でございますので、RCでございしますが、耐震性について、ここで補強の、耐震診断の必要ありという建物でございます。こちらの委託料として1,047万9,000円でございます。

続きまして、総合運動公園内のテニスコートの改修工事の設計委託料でございます。こちらは、昭和60年にテニスコートの方をオープンしておりますして、オープン以来24年たっております。表面がかなりクラック等入ってしまして、老朽化が激しいということですね。今回工事請負費の方で2,488万5,000円という形で計上させてもらっております。それに対

する設計の委託という形で126万円ほど計上しております。こちらは、今ハード型のコートなのですが、そちらをオムニコートといいまして、人口芝に砂をまいたような状態のコートに改修したいというものでございます。

以上が、生涯学習課関係の補正の内容でございます。よろしくご協議のほどお願いします。

今財源内訳の方ちょっと説明がなかったと思うのですが、社会教育費の省エネ改修工事の方は、2,253万5,000円が経済危機対策臨時交付金で対応して実施するというものでございます。それで、テニスコートと耐震診断の方、体育館の方なのですが、そちらは、経済危機対策の臨時交付金を1,405万4,000円残り2,257万円が一般財源になっておりますけれども、こちらもしろいろ入札差金等が出た場合は、この経済対策で対応するというような形で財政の方と協議がなされております。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

この議案第44号の教育委員会所管部分というようなことで、学校教育課、生涯学習課、それぞれの説明をいただきましたが、質疑の前に参考配付資料がございますから、ちょっとお待ちください。

今、配付された資料が、きのう財政課の方から配付になったというようなことで、それを参考にしながら、これより議案第44号の教育委員会所管部分の質疑及び意見を求めます。

横張委員。

○委員（横張光男君） まず、生涯学習課の保健体育費の中で、ただいまご説明いただきましたけれども、委託料で、建設工事にかかわる委託料で総合運動公園の関係、さらにはテニスコートで1,173万9,000円ほど上がっております。この委託料については、監理委託料までも含まれているのか、否か、いわゆる設計委託料だけなのかということをもっとお伺いします。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） テニスコートの工事につきましては設計のみでございます。工事監理の方は、業者とこちらの担当者が監理をするということで計画しております。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） そうすると、なぜそこから質問したかということ、その上段に、社会教育総務費の中に、照明器具云々の工事がございますよね。この中に、実施設計委託料が178万5,000円と、ここに監理委託料というのが75万円ございますよね。そうすると、工事費でいえば、当然このテニスコート改修の2,488万5,000円ですから、金額的な面からいえば、むしろ、なぜ小さいものに工事監理委託料が必要なのかと、この75万円、そこをお伺いしたいのです。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） この省エネタイプの一部LEDという新しいタイプの照明設備にかえるわけなのですが、こちら電気設備の方の監理があった方がいいという指摘がございまして、こちらにつきましては、電気の専門家の監理が望ましいというような意見がございまして、そちら監理費の方を計上させていただきました。

それでテニスコートの方は、金額は確かに高いのですが、オムニコートの改修の内容が、不陸整正を今の段階でしまして、あとは細かい穴をあけて排水の方をやりまして、

その上に人工芝を敷きしめて砂を敷くというような、どちらかというと材料費に非常にお金がかかるものですから、こちらの監理の方は意外と簡単であるというようなことから、職員でも、業者さんと打ち合わせをした結果、現場監理の方は何とかできるだろうというような内容でございます。よろしくお願いします。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 今聞き漏らしたのですが、じゃテニスコートについては、工事そのものが監理を必要としないということでご判断をされたので、設計委託料のみだと。しかし、この電気関係については、工事が非常に専門的知識が要るので、監理委託料75万円あげたということですね。そうすると、先ほど説明の中で、総合運動公園の耐震補強設計委託料、これについては監理料が含まれているのかということをもず。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） まずこの内容でございますが、耐震調査をまず行いまして、それにIS値、耐震数値がどの程度であるかという判定会議にかけます、耐震調査の内容を。それから、それを判定会議の方でお墨つきをいただきまして、それから設計に入ります。どのような耐震補強が望ましいかというようなことで、耐震の補強設計をしまして、その後その設計内容が妥当であるかという判定会議をさらにかけるというような内容がこの業務委託の内容でございます。ですから、監理は、工事と一緒に監理の方は発注するという予定で考えております。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） そうすると、この総合運動公園の耐震設計業務委託料、この後、こういうものについては、設計監理委託料が実施の段階で出てくるということで理解してよろしいということですね。

そうすると、もう一つ、それに関連して、せっかく耐震補強設計業務委託料が1,000万円も計上しながら、つくられるわけですよ。そうすると、その後、工事に入るときに実施設計委託料は、これは使えないのですか、その点一つお伺いします。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） これはもう工事を発注するための設計になりますので、これで出てきたものが既にもう発注できる設計書という形で考えております。

実施設計ということで解釈していいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） なぜそこまで聞きましたかということ、わずか75万円の監理委託料ですから、問題はないのですけれども、金額的に。ただ、問題なのは、今後も、皆さん方の行政の中で出てくるかもしれませんが、この監理というのが、微妙に、必要とするものと必要としないものと出てくるときがあるのですよ。今までもそうですけれども。ですが、私は実施設計委託料があれば、この省エネ関係の工事なんかは、十分に、私は素人ですから、要らないとは言いませんけれども、できる限り、やはり設計の中で、設計どおりやられているのかやられていないのかを工程表によって検査すれば、それが工程表どおりやっていないければ手直しもあり得るわけですから、検査の段階で。私はこの監理委託料というのは、よほどの専門的な知識がない以外は、必要はないのではないかなというふうに思ったものですから、お伺いしたわけです。必要だということですから、それ以上申し上げませんから。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 済みません。今、横張委員の質問された照明のことなのですけれども、ＬＥＤの、照明器具のということで、この３施設の照明をかえるということでこのことは、別にそれでよろしいと思うのですけれども、大変金額的には大きいものなのですけれども、ＣＯ₂の削減ということで、今後、ほかの施設なんかも考えていらっしゃるのでしょうか。

それともう１点、ついでにお聞きしちゃいます。もう１点は、テニスコートの方の改修工事ということで、昭和60年ですので、大分傷んでいて、これもよろしいと思うのですけれども、ただ、大変今運動という部分でたくさんの方がやっていたらいいのですけれども、中に、この体育協会の方に参加されているグループで、今グラウンドゴルフとか、それからゲートボール、こういった参加者も大変増えております。こういう方から、練習する場所がないのだよという声が多いのですけれども、この辺について今後お考えがあればお聞かせください。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） まず１点目なのですけれども、今回、図書館と公民館と小絹コミセンという形で、省エネタイプの照明器具に交換するということなのですけれども、比較的これは効果があるだろうと思われるところをピックアップしてやりまして、あとは経済対策の交付金の残をちょっと財政と調整しながら、この３館に絞ったわけでございまして、電気代が非常に、年間で図書館が約250万円かかっています、そのうち照明で幾らというのは非常に難しいのですけれども、効果が望まれるというようなところをピックアップして施設を選定しております。

ほかはどうなのかということでございますけれども、こちらでかなりの効果が、実際に何年かやってあらわれるようであれば、今後財源が今回は、経済対策特別交付金ということで措置ができたものですから取り組むということでございますけれども、大体10年ぐらいで回収できるというふうに試算はしております。効果があれば、今後取り組んでみたいと考えております。ちなみに、大体５割程度の電気料の削減ができるというように試算はしております。さらに、ＣＯ₂の削減につきましても、効果があるというふうに、計算上は出ておりますので、ちなみに、消費電力でいうと約半分になるといような試算になっております。

ＬＥＤは、皆さんご存じだと思うのですけれども、信号機とか、車のテールランプとかに使われていて、非常に消費電力が少ないだけでなく、寿命も長いと、通常のが１万2,000時間のところ、約４万時間と長いというようなメリットもあると。確かに投資コストはかかりますけれども、回収はできるという、さらにＣＯ₂の削減効果があるという形で、主に電気代の結構かかっているところを対象に選定したという内容でございます。

それから、グラウンドゴルフ等の場所がないということで、今後そういう施設の整備をどう考えるかということだと思うのですけれども、これはほかの施設も確かに老朽化していたり、いろいろな利用者側の要望というのはございますので、多目的広場とか、今、運動公園内で土が盛ってある部分とか、あの辺の整備とかというのを、特例債の事業で５億8,000万円ほど予定されておりますので、そちらで、総合運動公園関係とスポーツ施設関係の方の整備の方は計画的に進めていこうというふうに考えております。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） ありがとうございます。

済みません、確認ですけれども、今、総合運動公園の方の、ここの計画もあるということですが、この辺にグラウンドゴルフとか、そういったものも考えているということですか。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） グラウンドゴルフということで限定はしていませんけれども、今運動公園の周辺は、多目的広場とか、駐車場の整備とか、土が盛ってあるところをきれいにしなきゃいけないという課題がありますので、そちらは特例債の中で、今後基本設計なり実施設計の方を、これは住民の方とか利用者の声を聞きながらそういうのはやっていきたい。これは、予定では、来年、そういう検討委員会を立ち上げて、特例債の金額を有効に使うように、既存の施設をまず改修したいというのが第一なのですけれども、その残ったお金といっちゃあれですけれども、特例債を措置していただいた分を有効に使えるように考えていきたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 漏れましたので、監理委託料にこだわっているわけではないのですけれども、私はちょっと疑問を持つのですが、この75万円の根拠、なぜ75万円と出たか。1日1人幾らで、工事期間が幾らで、その人が1人が張りついているとか、いろいろ根拠があるわけですね、監理委託料には。そこを知っていれば教えていただきたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長、お願いします。

○生涯学習課長（吉田弘之君） 歩掛かりの方をちょっと持ってこなくて、申しわけないのですけれども、技師の方の何日分という形でこれは出しているのですけれども、金額によって、試算する歩掛かりがありまして、それで出しているのですけれども、その単価と日数、それまで必要でしょうか。それが今ちょっと戻らないと、そこまでは今ないのですけれども、申しわけないです。

○委員（横張光男君） というのは、この監理というのは、今課長から言われたように、工事費の何%ではないわけですよ、設計委託料と違って。これはご存じだろうと思うのですけれども。というのは、監理というのは、工期があって、その人が何人張りついて、その1人当たりの費用が幾らなのかということなのですよ。工事の大小にかかわらず、この監理が多分1日来てて、毎日来るか、毎日来ないか知りませんが、業者が来るわけですよ、それで物すごく単価が高いのですよ、だったはずなのです。ですから私は、果たしてこの工事で、2,000万円の工事で照明設備の省エネ、いわゆる省エネの設備をくつつけるのでしょうか、メーカーから取り寄せてつけるわけですよ。果たしてそのときに、監理が必要なのかということをおっしゃったのですけれども。いいですよ、後で。ただ、私はこれからの工事もありますから、この監理委託料というのは、慎重に扱っていただきたいと思います。物すごく高いですから、業者から見積もると、1日3万円とか、3万5,000円とか、の工事期間とかというふうになっていますから普通、1万円や1万5,000円じゃききませんから、物すごく高い見積もりのはずなのです。いいです、数字は、その点聞きたかったのです。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） ほかに。川上委員。

○委員（川上文子君） 地域活性化経済危機対策の臨時交付金で、今回3件、教育委員会のサイドで、合わせて5,700万円、前回の7月のときの補正の中で1億6,000万円、合わせると2億円を超える金額の地域活性化経済危機対策交付金の大半が教育委員会の中で使われているということで、省エネになって、電気料の削減等で、意味のある中身も含めてあるというふうに思うのですけれども。

私は、7月の議会のときに、もう少しこのお金を有効に使うべきじゃなかったのかという反対の趣旨の討論をしたのですけれども、教育委員会の中でいうとメニュー見ると、例えば準要保護児童に対する就学援助の拡充だとか、それから幼稚園の就園奨励事業だとか、そういうものがメニューに入っていたのですよね。そういうところについては検討をされたのか、学校教育の方の担当のところだと思うのですけれども、されたのかどうなのかという辺をちょっと確認をしておきたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長、お願いします。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） お答えします。

そういう就学奨励費とか、準要保護費とか、大事な問題なのですが、やはり耐震化の問題も、これから本当に重要な問題でありまして、中身のある程度精査しまして、やはり金額、金額ばかりじゃないのですけれども、本来、耐震強化事業はやらざるを得ないということで、耐震化の方へもってまいりました。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 今のお話があったので、あわせて言っておきますが。そうですね、耐震化事業なんかは、いずれにしても、一般財源で出さなきゃならないとか、老朽化した部分についての改修も、いずれは一財でやらなきゃならないと、それを地域活性化経済危機対策の、幸いに交付金がありたことで、前倒しも含めて実施をできるというのは、大変有効に使われることが必要なのだと思うし、そこで使ったお金が、いずれ一財で使わなければならない予算を確保することにもなるわけなので、さっき言われた準要保護や就学奨励なんかについても、私はもっと拡充が必要なのだと思うのですよ。その部分の予算がそういう形で浮いているというか、有効に使える余地を反対に後年度に残すことになるわけなので、ぜひ今後の中でもその問題について取り組んでほしいということを要望しておきます。

○委員長（直井誠巳君） そういう要望でございます。

ほかにございませんか。

高木委員。

○委員（高木寛房君） 細かいことで申しわけないのですけれども、農漁村体験活動推進事業の件なのですけれども、これで、14ページの教育振興費の方で使用料とか賃借料ありますよね、84万4,000円とか、バスの借り上げ料が32万3,000円、施設の利用料が52万1,000円とか。バスはたしか2台分とかおっしゃっていましたが、これ何名参加されて、このときの、例えば、食事とかとられたと思うのですけれども、そういうのを含んだあれなのでしょうか。ちょっともう少し詳しく内訳を教えてください。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） このバスの借り上げ料2台でして、児童が約50名でございます。それと、需用費関係で、食事代はございません。需用費の中には、用紙代とか、それと木工体験材料費とか、ガラスの材料とか、そういったものが含まれております。

使用料は、施設使用料52万1,000円でございますが、民家の利用料、それと、これはその施設の利用料、これは体験館というのがございまして、そちらの利用料です。それと乗船とか船を乗ったりしました、その使用料がのっております。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 高木委員。

○委員（高木寛房君） 場所はどこへ行かれました。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 予定は、以前の里美村ですか、現在、常陸太田市でございます。

○委員長（直井誠巳君） 教育長の方から、それに関しての補足をお願いします。

○教育長（豊嶋隆一君） 私の方から補足させていただきますけれども、これは、農村体験、それから漁村体験、森林体験、三つ総合して体験させるということで、ですから農村の場合は、これはホームステイのような形で、四、五人ずつ常陸太田市の方の農村のところへ泊めてもらうというような形。それからあとは今度は一般の宿泊施設、こちら辺でいうとさしま少年自然の家とかそういうのがありますけれども、そういう施設へ泊めると。それからあとは地びき網体験、そういうのもやると、海の体験。それから森林体験では、木材を使って何かつくるとかそういう体験をする。そういうような三つを合わせたような体験を2泊3日ですするという事業なのです。

○委員長（直井誠巳君） 高木委員、いいですか。

○委員（高木寛房君） はい。

○委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 教育関係ばかりじゃないのですけれども、今回、教育関係ということなので、考えているのですけれども、修繕費ということなのですけれども、建物とか施設をつくった場合に、当然起債をしてつくるというようなことで、向こう何年間で返していくというようなことになって、その耐用年数が過ぎて、今度はもう耐用年数というのがあるのですから、その後は修繕にかかってくると思うのですよ。そういったところの今の施設を、その後の耐用年数後の修繕費をすべてどのぐらいかかっていくというようなことは、結局そういうことは積算して、現在まとめてあるのか。というのは、壊れたからじゃ緊急に直すとか、今回の臨時交付金と同じように、多分これは前からずっと計画であった中でこれを該当したのか、ただ現状を見て、これが当てはまるのだからこれに該当したのか、当然施設だからそういったことも想定して算出をしているのじゃないかと思うのですよ。そういった財源の手当も、当然それに向かって手当していかなくちゃいけないし、そういったことを減価償却引当じゃないけれども、そういったことを考えて想定しているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（直井誠巳君） 吉田課長。

○生涯学習課長（吉田弘之君） 施設管理の方の立場から言いますと、いろいろコミセンだとか、公民館だとか、やはりかなり年数のたったものを抱えていまして、工事台帳なり施設台帳というのをここではちゃんとしたものを整備すればいいのかなとは思っていたのですけれども、何年に建てて、何年にどんな改修をしたとか、これは何年後には改修しなきゃいけないというおおよそのそういう計画はないといけないのかなとは思っているのですけれども、そこまでちゃんとしたものは整備されておりませんので、簡単な施設台帳と

いうのはありますけれども、細かい工事の履歴なんかをつくった工事台帳というものが整備、必要なだろうというふうには提言はしていますが、過去の履歴をさかのぼるのが非常に難しく、どのくらい投資したかというのが、つかめるだけはつかんでちゃんとした工事台帳というのを整備すべきと、今は考えております。

○委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 当然、施設なので、修繕というのはついてくると思うのですよ。やはり財源の確保というか、そういうのもやはり考えて、それとあわせて考えていかなくちゃいけないので、何年度は大体修繕費は減価償却でこのくらいかかると、さらに何年度はこのくらい見込む必要があるとかという、そういう台帳をつくっておくべきじゃないかと思うのです。いわゆる中長期的な修繕費の確保というか、それがないと、場当たりのになっちゃって、壊れちゃったから今度もう急遽どこから補正で出して対応するとなると、やはり想定されるものは、きちんと管理をしていく必要があるのじゃないかなと思うのです。そういうことをお聞きしたかったのです。

それと、もう一つ、先ほど染谷委員から、グラウンドゴルフの要望が多いと、場所がないというような話を聞いて、答弁の中で、総合運動公園のところを使うというようなことでおっしゃったのですが、意外とグラウンドゴルフをやる方というのは高齢者の方が多いのです。やはり距離感の問題があって、広範囲なところで一カ所に集中して、試合の場合は別ですが、日ごろの練習するところがないということなので、なかなかそこへ向かって車を運転して、みんなまとまって行くというのはちょっと不可能ですよ、現実には。やはり身近なところに必要だと思うのですよ。ですから、強いて言えば、伊奈地区、谷和原地区の身近なところに、お年寄りがあまり車を運転したり何かして行く必要ないところ、そういったところに何か手当てをしていければ、一番利用度が高いのかなと思うのですよ。

そういう中で、クボタ筑波工場のグラウンドがあって、今全然使っていないのですよ。もうほとんど使っていない。何かそういったものに使えればというような話も聞いているので、十分に対応できるということで、民間のそういった資源をやはり有効に使っていったら少しは解消できるのかなと思うのですけれども。そういったことで、特にグラウンドゴルフについては、身近な距離感の、要するに近いところにあった方が常時利用できるのかなと思うのです。そういったこと、例えば、みらい平にある県の、全然今のところ見通しのないグラウンドとか、そういったものがあるわけですから、そういったものを借りたりして、多目的に使えるような形をとればいいのかと思うのですけれども、その辺も、現在ある資源をいかに有効に活用するか見出していけばいいのかと思うのです。その辺考えていただきたいと思うのです。

○委員長（直井誠巳君） 要望ですね。

○委員（秋田政夫君） はい。

○委員長（直井誠巳君） 利用年齢等加味した場合に、なるべく近距離にグラウンドの整備ということなのでしょうけれども、今秋田委員が言われたように、あいているグラウンドもあるかに聞いていますので、その辺のところかけ合ってもらって、あいていればというようなことで、ぜひコート整備のこと、利用者を増やしたり、利便性を上げたりすれば、また運動の活性化にもなるのかなと思います。要望ということで、ひとつお聞き取りいただいてもらいたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございます。

それでは、この議案第44号の教育委員会所管部分の質疑または意見等を終了をいたします。

なお、これにて教育委員会の所管部分の審査がすべて終了いたしましたものですから、執行部の方は退席なされて結構でございます。

大変に慎重審議をいただいております中で、結構な時間を要していますが、もうちょっとと審議のほどお願いを申し上げます。

皆さん方のお手元の方に、全員協議会の方で多分配付されていたかなと思いますが、これ毎年行っているわけですが、予算編成に対する要望というようなことで、今年もまた来年度に向けて予算に対する要望をしていきたいと思います。

皆さんこれお持ちですか、持っていますよね、それで当然、我々教育民生常任委員会の項目として七つあるのですが、これをたたき台にして、よりよい予算編成に向けたいと思いますので、この点についての審議をちょうだいしたいと思います。

何かご意見ございませんか。

秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 昨年も要望したと思うのですがけれども、要望はあくまでも要望なのですけれども、教育民生の方では7項目あるのですが、この要望に対して、どういう受けとめ方をしているのか、その辺が全然返答がないのでよくわからないと。やはり要望に対しては、例えば、1番の総合運動公園の整備促進ということであれば、先ほどテニスコートとかそういったものの今度修繕とかとありましたけれども、こういうことをやっているのだとかというような、全部これを要望を受け入れるというのは難しいと思うのですが、この中で、最優先でやるのはどういったことなのかなとか、また、この委員会で、優先順位じゃないけれども、これはどうしても最優先でやってもらいたいか、いろいろな要望の仕方があると思うのですが、特にやはり要望は要望で終わってしまって、それに対しての返事が受け入れの説明がないのがちょっと寂しいのですが、その辺をどういうふうに今後対応していただけるのか。

○委員長（直井誠巳君） そうですね、これは毎年同内容のものを、本当に、またかと思うようなほど提出をしているのですが、今秋田委員が言われたように、その進捗の様子なども、できないものはできない、それからいつごろやりたい、そういったものでもいいですし、現在進行されているものの中にはあるだろうし、その進捗状況、そんなものも執行部の方から出されてくれればいいと思うのだけれども、毎年毎年同じようなもので、これ。

○委員（秋田政夫君） これ文面でも、今言ったように進捗状況を、こういうことやっているというか、これについてはこういう状態だというようなことであれば、理解できるのですけれども。ただ、それがないと、どの辺までやっているのかもわからないし、取り組んでいるのかもわからないし、その辺難しいのかわからないけれども、対応してもらえれば。

○委員長（直井誠巳君） それに対して関連何かございませんか。

横張委員。

○委員（横張光男君） 私も、何年かこれは繰り返しやっているのですが、私も一

番最初に感じたのは、そもそもの予算編成に対する要望として、総務常任委員会から経済常任委員会まで、あまりにも要望そのものの見出しが抽象的なのです。正直言って。いわゆるもう少し具体化していかなければいけないのではないのかという、私は従来から思っておったのです。

だって、一つには、総合運動公園の整備促進というのがある程度具体的な面がうかがえるのですけれども、いわゆる福祉施策及び介護保険制度の充実、青少年の健全育成対策の強化、これだけでは、何を言っているのだから、向こうだって回答に苦しむのではないかなという感じはするのです。ですから、教育環境の整備にしてもしかり、じゃどこをどうなのだという、もう少し具体性をもった要望を、予算編成に対する要望が本来ではないか。そうすることによって、じゃこれはこうしたよ、ああしたよということで行政側も対応できるのではないかというふうに思うのです。

ですから、これは教育民生委員会の中で、私は議長に、教育民生委員長から、その辺のところは今後の課題として申し上げて、全体的に3常任委員会からの、ほかはどういう意見出ているか知りませんが、申し上げていただければなと思うのです。

今、秋田委員から言われるのもごもっともだと思いますよ、それは。要望しっ放しだ、果たしてこれはみんな当初予算に、青少年の健全育成化の強化という、市長の施政方針にもうたっていますこれはみんな、みんな抽象的なのです。これが果たして議員から出すべき予算編成に対する要望事項かなと思って、ちょっと辛口ですが、疑問です、正直言って。だから毎年同じみたいになっちゃうのです。よっぽどのことじゃなければ変わらないのですから。この辺、そう右から左にはいきませんでしょうから、私としては、今後、全体的に、教育民生ばかりではなくて、やはり議長に申し上げていただいて、もう少し具体性をもったものの方が私はいいのかなと要望としては。それは右から左に流れませんでしょうから。きょう配られて、きょうだということになるわけですから、出すのが。だから毎年毎年同じ繰り返しなのです。じゃこれでいいだろうと、全体が網羅されているからというようになっちゃうわけ、今後、長い目で見て、長い期間をかけて、その辺のところを検討していただければいいかなと思います。

今回は、とりあえず、予算編成も間近に迫ってきていますから、私は改めて全部網羅されていると思います、この七つの中には。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） これは当然、議長と3委員長で、市長の方に要望するのですが、全く秋田委員の言われるとおりなのです。中には今までの要望の中で、当然その要望に沿った事業として進めているものもあるはずなのですが、その辺のところの進捗状況なども欲しかったのですが。

例えば、総合運動公園の整備としても、手っ取り早い話すると、全体的なものはいえなくても、この部分のスポット的なものはここまで整備しましたよというような報告なども、例えば、あそこのグラウンドですか、あそこが雨水排水対策で土盛りをし、表面に水はけのよい砂を入れて、なるべく早い時間帯で使用可能にする工事をしたとか、何かあるわけだね、そういったものも、こうしたよ、ああしたよぐらいな話があればうまいと思うのだけれど。

それでは、局長の方から。

○議会事務局長（井波 進君） 21年度の予算編成に対する要望を去年やっていた

わけですけれども、21年度の施政方針、市長が3月の定例会の冒頭に、施政方針の中で、この教育民生常任委員会の七つの項目の一部なのですから、施政方針として出しているものがあります。それは3番目の福祉施設及び介護保険制度の充実ということで、これは月並みのことなのかもしれませんが、介護保険事業計画及び老人福祉計画により、地域密着型介護サービスを積極的に推進していくというようなこと。それから、4番目の保育内容の充実、これについては、板橋、小絹、谷原小学校と県立伊奈養護学校で、放課後子どもクラブ、子ども教室というのかな、の開設を今年度していきますよと。それから、児童クラブの充実ということで、小張小学校に、放課後児童クラブの開設を21年度は行っていきます。それから、教育環境の整備ということで、適正規模化、適正配置化を進める検討委員会を設置し、検討していくと。それから、谷和原幼稚園と谷和原第2保育所の移転計画に着手していきますよと。それから、外国語指導助手の増員を図っていきますよと。そこまでが施政方針の中で言うておりました。あとは、運動公園の整備促進、これはもともと合併特例債の事業に掲載されている事業であったので、それについては、21年度については触れられておりません。青少年の健全育成対策の強化についても、具体的な施策については述べられておりませんでした。

一番最後の7番目の図書館の充実ということで、事務局の方で、図書費、図書の購入費用をちょっと比較したならば、若干20年度の予算については、560万円ほどとなっておりますが、21年度は690万円に増額をしているというようなところで、わかりづらい内容の要望なのかもしれませんが、一応冒頭では、当初の施政方針の中では、そのような形で言うておられるようです。本当はもっとそれ以上、事務局の方で細かく検証というか、結果を追求すればいいのだと思うのですけれども、なかなかそこまでできないのは申しわけございません。一応簡単ですけれども、事務局で施政方針に基づいた予算編成と対比しましたので、報告をしたところで。

○委員（横張光男君） 先のことですけれども、今年は、来年度ですか、22年度予算については、年間総合予算でいくのか。市長選挙があるわけですよ、そういう関係で、年間総合予算でいくのか、予算には幾つもあると思います。いわゆる骨格予算でいくのか、それとも暫定予算と称して、いわゆる3カ月間の経常経費のみの予算編成でいくのか、非常に来年度の方向が見出せない状況にはあるのですよ。要望ですから、あくまでもこれは構わないのですけれども、議会としての。ただその辺も含めながら。私も、暫定予算でいくとすれば何も事業はないわけですよ、来年度は。そうするのであれば、むしろ今予算が組まれる前に、今度は改めて予算編成方針が出されるわけですから、その時点でもいいわけですよ。その辺の流動性は、平成22年度の予算編成についてはあると思うのですが。今までは、参考までに伊奈・谷和原の形式というのは、暫定予算なのでしょう、骨格予算はとらないのでしょうか。

だからそれは、年間総合予算を編成しない、これは間違いないのではないかと。しかしなりとも、これはわからないですよ、年間総合予算、市町村の場合は、私は年間総合予算を継承してもいいのではないかと、そんなに市政にかわるものはないわけですから、むしろ景気対策というものから考えれば、私はそれでもいいのではないかと。しかし、それは首長の姿勢ですから、骨格予算なのか。

早く出す分にはいいといえば、それまでなのですから、私はその辺ちょっと動きがあるのではないかなと、今年は、と感じたのです。

○委員長（直井誠巳君） さっき秋田委員の話じゃないですけども、事業が進められれば、進みぐあい、進捗状況、委員会等に連絡でもらえれば本当にわかりやすいのですが、なかなかそういった、正直いうと、この中でも確かに局長が言われたように、児童クラブにしる、幼保一体にしる、進んではおるのですが、保育所と幼稚園の一体事業も。あとは、今建設されていて、間もなくスタートするのかなと、するまでいったのかなと思うのですが、今回このような名称で。

○委員（横張光男君） ですから、今回は教育民生の問題については、もう何も中身は広いですから、間口は広いですから、これで本年度はしようがないだろうと、今後の課題として申し上げました。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 多分、公明党さんもそうなのだと思いますけれども、私たちも毎年予算要求は出しているのですよね、個別に細かいものも含めて。それぞれの議員の方々も多分いろいろな問題でぶつかりながら、来年度はこれはぜひ実現してくれよという話は、一般質問も含めてそれぞれアプローチがされる部分もあるのだろうというふうに思うので、ただこれは常任委員会でもまとめた、統一した、一致した、それぞれの常任委員会で一致したところでの要望というその一つの制約があるので、大枠になるという、そういう状況はあるのだろうと思うけれども、あまりにも大枠でもあり過ぎますよね。だから、言われたように、ちゃんと文書で、そのものについてどうこたえたのかというのは、大いに出してもらわなければならない、この中でもっとこの部分について、具体的なみんなの一致がとればこの部分でというものがあれば大いに出してもらって、検討した方がいいというふうに思いますけれども。

○委員長（直井誠巳君） ねらいはそこなのですがね。

1番から7番の名称、文言で出されていますが、ここのところはこういうような要求の仕方をした方がいいというような名称、変更やら、文言の変更やらも協議したいと思うのですが。

秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 例えば、保育内容の充実とうたって、充実というのは、その充実、満足度合いというのはどこまでなのか、ただ、それに向かってプロセスで、ここまで今回やりましたと、でも、本来の満足度はもっと先にあるのだけれども、現在、今年度はここまでやりましたと、次年度は、じゃそこまで到達しますとかという、そういうものがあってもいいと思うのです。ただ、上意下達で行政主導で、これもやりました、これもやりましたという説明じゃなくて、やはり充実とか整備というのは、もっともっと幅の広いものだと思うのですよ。だからその辺の、さっきいったように進捗状況を、今年度は、それについてはここまでこういうものをやりました、でも次年度は、こういうものも要望されているから、こういうものにやっていくとかという、そういう流れがやはり必要だと思うのです。単発的に、これもやりました、これもやりましたということももちろん大事かもしれないけれども、非常にもっと幅の広いものだから、やはりその満足度というか、市民の満足度、これ当然行政主導じゃなくて、要求するのは、議会から要求するのは市民の要望だと思うのです。根底は。行政主導じゃなくて。その辺をどこまで市民の満足度が反映されているかというのもやはり入れていかないと。聞いてみると、市長が考えて、施政方針の中で今度はやりました、もちろん市民の声を受けて市長もそう答弁、方針を説明し

ていると思うのですけれども、今度は、議会としてまたは違う立場だと思うのです。議会としては、二元代表制だから、どちらも市民から選ばれているのだから、やはり議会としての要望はこうだということも出していかないと、ちょっとそこは違うのじゃないかなと思うのです。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 皆さんの一致が得られればだけでも、例えば、児童クラブについて、さっきも地域活性化の質問をしたのですけれども、地域活性化の経済危機対策の臨時交付金の中でも、国庫補助対象外の児童数9人以下の小規模放課後児童クラブの立ち上げの開設にかかわるお金に充当してもいいよと、建設等それから補助費にも運営費についても交付できますよという項があるのですね。小張も今度できたわけですが、残るところは、9人以下のというような少人数の小規模の児童クラブ、なかなか実施できないという今までの対応だったのだけれども、そこも含めて、ぜひ児童クラブの充実という具体的にそこら辺まで含めてやってもらえんということ、皆さんの一致がとれれば出してもらえたらいいなと。東や三島も、それから今送り迎えしている十和だとかもろもろ、そういうところについても、来年一斉にはできないけれども、しかし、国自身もそういう活性化の中でのメニューも入れているわけで、今回つくばみらい市はこのメニューをとらなかったけれども、そこら辺はぜひ1個でも2個でも増やしていくというのは少子化対策の大きな事業ではあるので、もし皆さんの一致が得られるのなら、加えてというか、細かく出してもらえたらいいなとは思いますが。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） いろいろ意見出ましたけれども、なかなか、正直言って私、大分類だと。小分類に分けるのは、教育民生委員会の中で、非常に難しい問題がこれはたくさん出てくると思うのですよ。ですから、せいぜい私は中分類、あえていえば、そのくらいでいいのかなと。ただ、今ここで並ばれているのがあまりにも私は大分類過ぎると、ちょっともう少し。だからといって、予算でいえば、節まであげちゃってはこれはまた問題だし、その辺の加減は、私は、教育民生ばかりじゃなくて、総務、教育民生、経済と、全体の中で今後も、全協の中でもいいですから、その辺は話し合って、もう少し具体的にしてもいいのかなという感じは私もしますので、今回はこれでしょうがないと思うのですが。

私は、今、川上委員から言われましたから、この5番の児童クラブの充実という表現がありますけれども、これは、今言われたように三島にもない、まだないところもあるわけですよ。子供たちを預けるのが少なくても、今三島でも、三島にないからといって谷井田へ行っている子供さんもいるわけですよ、現実的に。私はこれは大きな問題だと思って手を挙げたのですが。ですから、児童クラブの充実ではなくて、拡充の方が、拡がるわけですから、充実という表現は、今の児童クラブを、ただ中身を充実するということにとらえられると思うのです。日本の文言は難しいですから。私は、これは児童クラブの充実、拡充に直していただければなと思ってはいるのです。

○委員（染谷礼子君） 今、5番の児童クラブの部分でのお話があったのですけれども、この充実ということは、実施をする学校を増やすことだけでなく、実施している学校の時間帯の問題、それから、学年を引き上げてほしい等の問題、4年生までやってくれとか、そういったことも入ると思うのです。この児童クラブの充実ということで幅広くここで要望していることなのですから。実施をする学校も必要だし、それから時間的なこ

と、曜日のこととか、そういった部分も全部含めてのことですので、今、横張委員がおっしゃったとおり拡充、充実と拡充なのですけれども、そういった言葉で出していただく。それから、保育内容の充実の方も、子ども教室の実施によって、今4校がやっているわけですけれども、これもまた増やしていく、また中には時間を調整してほしい、学校の実施を増やすだけでなくて内容も充実してほしいという要望がありますので、横張委員が言った拡充だけでなくて、充実も入りまして、大きな形で要望を出したらどうかなと思います。

○委員（横張光男君） 私は拡充と言ったのは、拡がることと中身の充実を両方と言っているのです。

拡充の方が両方にとらえるのではないかなという、これは人それぞれの判断ですから結構ですけれども。

○委員（染谷礼子君） それでしたら、より一層の拡充とか。この図書館の部分に関して、局長の方から購入費の増額をしたという説明がありましたけれども、本の蔵書だけじゃないのです。時間帯、それから曜日の、そういったことも入りますので、その辺の言葉をちょっと考えて出していただきたい。

それともう1点は、今年初めて中学生議会がありましたけれども、通学路の件が3人いらっしゃいました。教民ではないという、通学路の安全確保といったら、経済の方、総務の方かな、違うかもしれないですけれども、その辺の要望もつけ加えられないでしょうか。

○委員（横張光男君） それは教育環境の整備に入っちゃうと思うのだよな。いわゆる教育環境、危険じゃないような通学道路を、ですから、まず、教育環境の整備なんていうのは、もう本当に広くとれちゃうのですよ。学校の整備もあるだろう、通学道路の整備もあるだろう、幾らだってそんなの入っちゃうわけですよ、袋が大きいから。私はそれはだから今後の課題として、私は、大分類から中分類ぐらいまでにすべきではないかなと、絞って、だからといって、細分化したものではなかなか、議員一人一人の意見というのが出ちゃいますから、これはまた難しいのもわかります。

その辺、あくまでも議会としての要望ですから、3委員会、それは詰めた方がいいんじゃないかと思って、先ほど申し上げたのですが、先ほども出たように、教育民生委員会での充実という表現は、私はあえていちゃもんつけるとすれば拡充の方がベターなのかなということなのです。すべて保育施設にしても、福祉施設及び介護保険制度の拡充、それと保育内容の、これは広げることがなければ充実でもいいけれども、そういうふうな解釈をいたしました、参考までに。

○委員長（直井誠巳君） どうでしょう、今横張委員の方から、充実じゃなくて拡充の方がいいんじゃないかというような要望がございましたが、それに関して、ここだけちょっとまとめてみたいと思うのですが、どうですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） 拡充ね。

それでは、訂正を願います。5番の児童クラブの充実というような名称を拡充ということで、なるべく、普通は補助金の対象にならないといわれている9人以下の制度があるので、なかなかその設置に抵抗が、壁が出ちゃうのですが、そこを9人以下でも、児童クラブの立ち上げができるような、つまり拡充してもらえるような働きを願うということ、それは口頭で話しますけれども。

あとはいいいですか。

だから当然議長、各常任委員長と提出に行くわけなのですが、さっき話が出たように、善処されるようご配慮願いますということなのですが、できれば、今、この要望の中で進められている事業もあると思うのだ。そういったもののここまで出された要望の件に対してここまで事業が進めているよというような進捗状況を、それなども細かくじゃなくても、大ざっぱでもいいから出してもらえれば、その動き、事業に対する要望の動きなど見えるのだけれども。それ口頭で話してみましようよ。今だとこれ出しっ放しで、実際それはこの要望に対して事業をしている、動いていてもらっても、なかなかそれ結果が見えてこない部分もあるもので、口頭の方で。

今回、5番の児童クラブの充実から拡充にかえて、当教育民生委員会の方では、予算編成の要望に備えたいと思います。

この件はこれでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） あと意見書ね。

あと先ほど、請願第5号、全員賛成の中で採択になったわけですが、意見書提出ということで、先ほどの意見書裏に。

○委員（川上文子君） 意見書案のままでいいと思いますが。

○委員長（直井誠巳君） ちょっと待ってください。

署名人数が184人いると、その裏側に、請願事項があるのですが、この意見書提出について、皆さん方からご意見等があればちょうだいしたいと思うのですが、どうですかこの意見書。

○委員（川上文子君） 私は案のとおりでいいと思います。

○委員長（直井誠巳君） いいですか。

○委員（川上文子君） 賛成者みんなで連名すれば。

○委員長（直井誠巳君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） では意見書提出は、この文言で出してみたいと思います。

大変長い間の慎重審議ありがとうございました。これで教育民生常任委員会に出された案件はすべて終了をいたしました。皆さん方のご協力に感謝をし、また、委員長報告ということなのですが、私にご一任くださいますようお願いを申し上げますところでございます。長い時間本当にありがとうございました。

以上で、教育民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時20分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年9月8日

教育民生常任委員長